



資料編

生物多様性鹿児島県戦略 2024-2033

～鹿児島県ネイチャーポジティブ戦略～の概要(構造)

戦略の位置づけ・生物多様性とは			1章・2章				
目的 鹿児島の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画（平成26年策定、令和6年3月改定）							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 生物多様性とは何か <p>3つの多様性 ○生態系の多様性 ○種の多様性 ○遺伝子の多様性 <u>生き物たちの豊かな個性とつながり</u></p> </td><td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 生物多様性を守る意味 <p>失われると私たちの豊かな生活を維持できなくなる ○人間にあって有用な資源（供給サービス） ○将来にわたって安全な暮らしを保証（調整サービス） ○地域特有の文化の根源（文化的サービス） ○すべての生命の生存基盤（基盤サービス） 自然と人間が長時間かけて作り出した歴史の記録</p> </td><td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 生物多様性をめぐる国内外の動向 <p>○昆明・モントリオール生物多様性枠組 ○生物多様性国家戦略2023-2030  2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる、いわゆる「ネイチャーポジティブ」の実現</p> </td></tr> </table>			生物多様性とは何か <p>3つの多様性 ○生態系の多様性 ○種の多様性 ○遺伝子の多様性 <u>生き物たちの豊かな個性とつながり</u></p>	生物多様性を守る意味 <p>失われると私たちの豊かな生活を維持できなくなる ○人間にあって有用な資源（供給サービス） ○将来にわたって安全な暮らしを保証（調整サービス） ○地域特有の文化の根源（文化的サービス） ○すべての生命の生存基盤（基盤サービス） 自然と人間が長時間かけて作り出した歴史の記録</p>	生物多様性をめぐる国内外の動向 <p>○昆明・モントリオール生物多様性枠組 ○生物多様性国家戦略2023-2030  2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる、いわゆる「ネイチャーポジティブ」の実現</p>		
生物多様性とは何か <p>3つの多様性 ○生態系の多様性 ○種の多様性 ○遺伝子の多様性 <u>生き物たちの豊かな個性とつながり</u></p>	生物多様性を守る意味 <p>失われると私たちの豊かな生活を維持できなくなる ○人間にあって有用な資源（供給サービス） ○将来にわたって安全な暮らしを保証（調整サービス） ○地域特有の文化の根源（文化的サービス） ○すべての生命の生存基盤（基盤サービス） 自然と人間が長時間かけて作り出した歴史の記録</p>	生物多様性をめぐる国内外の動向 <p>○昆明・モントリオール生物多様性枠組 ○生物多様性国家戦略2023-2030  2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる、いわゆる「ネイチャーポジティブ」の実現</p>					
鹿児島の生物多様性の特徴・現状・課題			3章・4章				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 鹿児島の生物多様性の特徴 <p>1 日本列島の縮図 2 渡瀬線で分けられる2つの生物の世界（2つの生物地理区、黒潮による分断） 3 アジア・太平洋地域との結節点（生物、文化等のアジア地域とのつながり） 4 環境文化が息づく土地（自然と共生する文化が見られる） 5 生物多様性に支えられた鹿児島の産業（農林水産業、観光業は生物多様性の恩恵） 6 2つの世界自然遺産を持つ唯一の都道府県</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 鹿児島の生物多様性の現状と課題 <p>1 開発や乱獲など人間活動による影響 2 人間活動の減少による里地里山の自然の変化や鳥獣の増加による影響 3 人為的に生態系に持ち込まれた外来種や化学物質等による影響 4 気候変動による影響 5 環境文化の衰退と生物多様性情報の蓄積の不足 6 背景にある危機 県土の二極化（都市への人口集中と過疎地・無居住地の拡大） 7 前戦略の評価</p> </td></tr> </table>			鹿児島の生物多様性の特徴 <p>1 日本列島の縮図 2 渡瀬線で分けられる2つの生物の世界（2つの生物地理区、黒潮による分断） 3 アジア・太平洋地域との結節点（生物、文化等のアジア地域とのつながり） 4 環境文化が息づく土地（自然と共生する文化が見られる） 5 生物多様性に支えられた鹿児島の産業（農林水産業、観光業は生物多様性の恩恵） 6 2つの世界自然遺産を持つ唯一の都道府県</p>	鹿児島の生物多様性の現状と課題 <p>1 開発や乱獲など人間活動による影響 2 人間活動の減少による里地里山の自然の変化や鳥獣の増加による影響 3 人為的に生態系に持ち込まれた外来種や化学物質等による影響 4 気候変動による影響 5 環境文化の衰退と生物多様性情報の蓄積の不足 6 背景にある危機 県土の二極化（都市への人口集中と過疎地・無居住地の拡大） 7 前戦略の評価</p>			
鹿児島の生物多様性の特徴 <p>1 日本列島の縮図 2 渡瀬線で分けられる2つの生物の世界（2つの生物地理区、黒潮による分断） 3 アジア・太平洋地域との結節点（生物、文化等のアジア地域とのつながり） 4 環境文化が息づく土地（自然と共生する文化が見られる） 5 生物多様性に支えられた鹿児島の産業（農林水産業、観光業は生物多様性の恩恵） 6 2つの世界自然遺産を持つ唯一の都道府県</p>	鹿児島の生物多様性の現状と課題 <p>1 開発や乱獲など人間活動による影響 2 人間活動の減少による里地里山の自然の変化や鳥獣の増加による影響 3 人為的に生態系に持ち込まれた外来種や化学物質等による影響 4 気候変動による影響 5 環境文化の衰退と生物多様性情報の蓄積の不足 6 背景にある危機 県土の二極化（都市への人口集中と過疎地・無居住地の拡大） 7 前戦略の評価</p>						
基本理念・基本方針・行動計画			5章～7章				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 基本理念：「共生」と「循環」 <p>共生：すべての生き物と共に生きている 循環：生き物はつながりあい、命は循環する</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 目標 <p>2050年ビジョン：新たな「自然と共生する社会」の実現 2033年に向けた短期目標：「ネイチャーポジティブ」の実現</p> </td></tr> </table>			基本理念：「共生」と「循環」 <p>共生：すべての生き物と共に生きている 循環：生き物はつながりあい、命は循環する</p>	目標 <p>2050年ビジョン：新たな「自然と共生する社会」の実現 2033年に向けた短期目標：「ネイチャーポジティブ」の実現</p>			
基本理念：「共生」と「循環」 <p>共生：すべての生き物と共に生きている 循環：生き物はつながりあい、命は循環する</p>	目標 <p>2050年ビジョン：新たな「自然と共生する社会」の実現 2033年に向けた短期目標：「ネイチャーポジティブ」の実現</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 基本方針（各基本方針ごとに状態目標（あるべき姿）を設定） <p>1 参加を通じて、人と自然（生物多様性）のつながりを理解する 2 重要地域を保全し、自然とそのつながりを取り戻す 3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理する 4 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承する 5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換する 6 自然を使って地域の課題を解決し、地域を活性化する 7 2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取組を推進する</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 戦略の実施にあたっての留意点 <p>1 「自然資本」の考え方を基調とする視点 2 科学的・統合的に取り組む視点 3 預防的・順応的に対応する視点 4 自然と人間の関係史・文化を踏まえて取り組む視点 5 2つの世界自然遺産を有することを生かす視点 6 様々な主体が連携して取り組む視点 7 広域的に取り組む視点</p> </td></tr> </table>			基本方針 （各基本方針ごとに状態目標（あるべき姿）を設定） <p>1 参加を通じて、人と自然（生物多様性）のつながりを理解する 2 重要地域を保全し、自然とそのつながりを取り戻す 3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理する 4 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承する 5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換する 6 自然を使って地域の課題を解決し、地域を活性化する 7 2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取組を推進する</p>	戦略の実施にあたっての留意点 <p>1 「自然資本」の考え方を基調とする視点 2 科学的・統合的に取り組む視点 3 預防的・順応的に対応する視点 4 自然と人間の関係史・文化を踏まえて取り組む視点 5 2つの世界自然遺産を有することを生かす視点 6 様々な主体が連携して取り組む視点 7 広域的に取り組む視点</p>			
基本方針 （各基本方針ごとに状態目標（あるべき姿）を設定） <p>1 参加を通じて、人と自然（生物多様性）のつながりを理解する 2 重要地域を保全し、自然とそのつながりを取り戻す 3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理する 4 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承する 5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換する 6 自然を使って地域の課題を解決し、地域を活性化する 7 2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取組を推進する</p>	戦略の実施にあたっての留意点 <p>1 「自然資本」の考え方を基調とする視点 2 科学的・統合的に取り組む視点 3 預防的・順応的に対応する視点 4 自然と人間の関係史・文化を踏まえて取り組む視点 5 2つの世界自然遺産を有することを生かす視点 6 様々な主体が連携して取り組む視点 7 広域的に取り組む視点</p>						
新たな「自然と共生する社会」を実現するための行動計画							
（各基本方針に基づき、波及効果を狙って実施する「戦略的な取組」、「主な取組」や各取組の数値目標を掲載）							
基本方針を踏まえた戦略的な取組（※（新）は新規の取組、（継）は前戦略から継続の取組）							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 基本方針1 ○民間企業等と連携した外来種・希少野生動植物の教育・普及啓発キャンペーン（新） <p>○生物多様性を理解するための体験的な学習の促進（継） ○みんなの生物多様性サポーター支援事業の実施（新） ○生物多様性に配慮した商品の消費促進の取組（継）</p> </td><td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 基本方針2 ○鹿児島版自然共生サイトの認定推進（新） <p>○県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進（継） ○民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新） ○渡り鳥のフライウェイの保全と越冬地分散（継） ○奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継）</p> </td><td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 基本方針3 ○生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成（継） <p>○特定外来生物の侵入状況の整理、防除等の対応に関する基本方針の策定（新） ○シカ・イノシシの科学的管理の推進（継） ○県境を跨いだ広域的なニホンジカ管理の推進（新） ○ワンヘルスの観点もふまえたツル類等の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止策の強化（新） ○最新の知見を用いたレッドリスト・レッドデータブックの更新（新）</p> </td><td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 基本方針4 ○自然公園における環境文化の「書き書き」実施と観光マップ等への活用（新） <p>○自然公園等における環境文化の自然体験メニューづくり支援（新）</p> </td></tr> </table>				基本方針1 ○民間企業等と連携した外来種・希少野生動植物の教育・普及啓発キャンペーン（新） <p>○生物多様性を理解するための体験的な学習の促進（継） ○みんなの生物多様性サポーター支援事業の実施（新） ○生物多様性に配慮した商品の消費促進の取組（継）</p>	基本方針2 ○鹿児島版自然共生サイトの認定推進（新） <p>○県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進（継） ○民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新） ○渡り鳥のフライウェイの保全と越冬地分散（継） ○奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継）</p>	基本方針3 ○生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成（継） <p>○特定外来生物の侵入状況の整理、防除等の対応に関する基本方針の策定（新） ○シカ・イノシシの科学的管理の推進（継） ○県境を跨いだ広域的なニホンジカ管理の推進（新） ○ワンヘルスの観点もふまえたツル類等の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止策の強化（新） ○最新の知見を用いたレッドリスト・レッドデータブックの更新（新）</p>	基本方針4 ○自然公園における環境文化の「書き書き」実施と観光マップ等への活用（新） <p>○自然公園等における環境文化の自然体験メニューづくり支援（新）</p>
基本方針1 ○民間企業等と連携した外来種・希少野生動植物の教育・普及啓発キャンペーン（新） <p>○生物多様性を理解するための体験的な学習の促進（継） ○みんなの生物多様性サポーター支援事業の実施（新） ○生物多様性に配慮した商品の消費促進の取組（継）</p>	基本方針2 ○鹿児島版自然共生サイトの認定推進（新） <p>○県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進（継） ○民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新） ○渡り鳥のフライウェイの保全と越冬地分散（継） ○奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継）</p>	基本方針3 ○生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成（継） <p>○特定外来生物の侵入状況の整理、防除等の対応に関する基本方針の策定（新） ○シカ・イノシシの科学的管理の推進（継） ○県境を跨いだ広域的なニホンジカ管理の推進（新） ○ワンヘルスの観点もふまえたツル類等の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止策の強化（新） ○最新の知見を用いたレッドリスト・レッドデータブックの更新（新）</p>	基本方針4 ○自然公園における環境文化の「書き書き」実施と観光マップ等への活用（新） <p>○自然公園等における環境文化の自然体験メニューづくり支援（新）</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 基本方針5 ○生物多様性の向上につながる産業活動の奨励（継） ○鹿児島の企業を対象にした生物多様性アワードの創設（新） <p>○「みどりの食料システム戦略」に基づく環境との調和に配慮した農業等に関する鹿児島県の取組推進（新）</p> </td><td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 基本方針6 ○屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継） <p>○民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新）再掲 ○県立自然公園の満喫周遊事業の推進（新） ○世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新） ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）</p> </td><td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 基本方針7 ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）再掲 <p>○屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継）再掲 ○世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新）再掲 ○奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継）再掲</p> </td><td style="width: 25%; vertical-align: top;"></td></tr> </table>				基本方針5 ○生物多様性の向上につながる産業活動の奨励（継） ○鹿児島の企業を対象にした生物多様性アワードの創設（新） <p>○「みどりの食料システム戦略」に基づく環境との調和に配慮した農業等に関する鹿児島県の取組推進（新）</p>	基本方針6 ○屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継） <p>○民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新）再掲 ○県立自然公園の満喫周遊事業の推進（新） ○世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新） ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）</p>	基本方針7 ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）再掲 <p>○屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継）再掲 ○世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新）再掲 ○奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継）再掲</p>	
基本方針5 ○生物多様性の向上につながる産業活動の奨励（継） ○鹿児島の企業を対象にした生物多様性アワードの創設（新） <p>○「みどりの食料システム戦略」に基づく環境との調和に配慮した農業等に関する鹿児島県の取組推進（新）</p>	基本方針6 ○屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継） <p>○民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新）再掲 ○県立自然公園の満喫周遊事業の推進（新） ○世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新） ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）</p>	基本方針7 ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）再掲 <p>○屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継）再掲 ○世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新）再掲 ○奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継）再掲</p>					
計画の推進体制			8章				
国、県、市町村、研究者、企業・事業者、NPO・民間団体、県民がそれぞれの得意な「役割（個性）」を生かしながら、それぞれの取組を相互に情報交換するなどして「連携（つながり）」を強化し、協働により取り組んでいく。							

用語解説

【アルファベット】

CO₂フリーの島づくり

世界自然遺産に登録されている屋久島では、ほぼ全ての電力が水力発電で賄われており、他の地域にない大きな特徴となっており、この特徴を生かして、事業活動や家庭、運輸部門等における CO₂ 排出量の削減を図るとともに、石油類を燃料源とすることなく CO₂ の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを図り、屋久島を、多様で豊かな自然環境を有する「地球環境先進県」としての本県の情報発信のモデル地区にすることを目指す取組のこと。電気自動車の普及に向けた取組が進められている。

C S R (企業の社会的責任)

Corporate Social Responsibility の略で、企業の社会的責任の意味。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

B O D (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

河川における有機性汚濁の代表的な指標。その値は、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

C O D (Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量)

湖沼や海域における有機性汚濁の代表的な指標。その値は、水中の有機物が酸化剤により化学的に分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

I P M (総合的病害虫管理・雑草管理)

I P Mとは、Integrated Pest Management の略称。我が国では、病害虫や雑草に対する防除についての総合的な管理手法のことを指す。具体的には、病害虫の発生状況（発生予察情報）に応じて、耕種的防除（伝染源の除去や輪作体系の導入等）、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）、化学的防除（化学合成農薬散布等）、物理的防除（粘着板や太陽熱消毒等）を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫等の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、そのレベルを維持する病害虫・雑草管理手法。I P Mの導入を通じて、農薬の使用量の抑制や環境への負荷低減を図ることとしている。

K - G A P (かごしまの農林水産物認証制度)

鹿児島県版 GAPのこと。GAPとは Good (よい) Agricultural (農業の) Practice (やり方) の頭文字を略して、GAP (通称ギャップ) という。県産農林水産物に対する消費者の安

心と信頼を確保するため、GAP 手法の考え方を取り入れ安心と安全を考えた基準に沿って生産工程管理を行う生産者の取組を外部機関が審査・認証する県独自の制度。

MAB 計画（人と生物圏計画）

ユネスコの長期政府間共同研究事業計画として1971（昭和46）年に発足した研究計画。Man and Biosphere（人と生物圏計画）の頭文字からMAB 計画または単にMAB（マブ）と呼ばれることが多い。自然及び天然資源の合理的利用と保護に関する科学的研究を国際協力のもとに行うことにより、環境問題の解決の科学的基礎を得ることを目的としている。生物圏保存地域も参照。

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

法令によって自然が守られている保護地域ではなく、民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域。例えば、社寺林、企業緑地、里地里山、大学の演習林等。

【あ行】

アドベンチャートラベル

自然のなかでのアクティビティや異文化体験を通じて、地域の人々と双方向で触れ合い、楽しみながらその土地の自然と文化をより深く知ることで自分の内面が変わっていくような旅行形態。

アニマルパスウェイ

Animal（動物）+ Pathway（通り道）を連結した造語。道路等で分断され、森林間の安全な移動が困難となった動物等のための吊り橋などの通り道のこと。

アニミズム

人間の靈魂と同じようなものが広く自然界にも存在するという考え方。自然界にも精神的価値を認めこれを崇拝する宗教の原型のひとつで、世界各地でみられた。今日でも、各地域の先住民の間で現存し、また、さまざまな宗教や民俗、風習にもその名残がある。

奄美群島自然共生プラン

奄美群島において“人と自然の共生”と呼ぶにふさわしい自然との関係を構築するという課題に対し、行政機関や地域住民などがとるべき行動を総合的に提案するために、県や地元市町村が一体となって2003（平成15）年9月に策定した計画で、自然との共生を目指した地域づくりの指針となっている。「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」の3つを基本的な理念とし、「自然共生ネットワークの形成」、「希少な野生動植物と森林の保全」、「エコツーリズムの推進」、「世界自然遺産登録に向けた取組」など9つの具体的な施策を盛り込んでいる。

栄養塩類

炭素、水素、酸素以外の無機塩類として、植物の栄養に必要な、リン、窒素、カリウム、ケイ素などの主要元素とマンガン等の微量元素のこと。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。

エコトーン（移行帯）

河岸や湖沼の沿岸等、生物の生息環境が連続的に変化する場所のこと。照度や温度、土壌に含まれる水分などが大きく変化する場所であるため、生息・生育する動植物の種類も豊かになる場合が多い。

オーバーツーリズム

特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が、市民生活や自然環境、景観等に対する負の影響を受容できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足度を大幅に低下させたりするような観光の状況。

【か行】

海洋プラスチックごみ

プラスチックは、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしている有用な物質である。他方で、海洋に流出すると長期間にわたり環境中にとどまることとなる。現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されている。このため、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念され、国連をはじめとする様々な国際会議において、重要かつ喫緊の課題として議論が行われている。持続可能な開発目標（SDGs）においても、目標14において、「あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」とされている。

外来種・外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

かごしまの農林水産物認証制度

「K-GAP」を参照

鹿児島湾ブルー計画

鹿児島湾の水質保全を図るため、行政、住民、事業者が一体となって総合的かつ長期的な

展望に立った湾域の環境保全のための基本となる計画。各種の環境利用行為等を適切に誘導するためのガイドライン。

○対象地域：鹿児島湾域の6市2町（鹿児島湾に係る集水域内）

○現計画：2015（平成27）年に第4期計画を修正し、2021（令和3）年3月に再度修正

カルデラ噴火

広域火山灰をもたらす巨大噴火は、非常に短い期間で地下に蓄えた大量のマグマを放出するため、マグマが抜けた後の空隙に地盤が落ち込み、巨大な鍋状の地形を作る。この鍋状の地形を「カルデラ」と呼び、このような巨大噴火を「カルデラ噴火」という。また、噴火規模が大きく、あまりに広範な領域が破滅的状況になるものもあり、これらは「破局噴火」とも呼ばれる。本県は、加久藤カルデラ、姶良カルデラ、阿多カルデラ（北、南）、鬼界カルデラなど破局噴火により南九州を中心に日本列島の生態系に大きな影響を与えた巨大カルデラが集中している。

環境影響評価

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されている。

環境文化

自然と共に生き、自然を損なうことなく糧を得ながら人々が形づくってきた独自の生活文化や、長年に亘って作り上げてきた人と自然との関わりのこと。【24、25頁参照】

緩衝地域

自然保护地域設定の際の地域区分（ゾーニング）のひとつで、コアエリア（核心地域）を取り囲んで、保護地域外からの影響を緩和するための緩衝地域のこと。近年、世界自然遺産地域においても、遺産地域周辺に緩衝地域を設定し、一定の保全管理を行うことが求められるようになっている。

汽水

河川などから流出する淡水と、海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体のこと。汽水域は外海によって他の汽水域から隔離された環境となることが多いため、分布範囲の限られた特産種が多く、特異な生物相がみられることもある。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

国内外来種

国内の他地域から人為的に持ち込まれた生物種。外国産種の外来種の国内移入とともに、島嶼部の多い本県においては、国内の他地域から持ち込まれた外来種による生態系や生物多様性に及ぼす影響が問題になっている。

個体群

ある地域にすむ同種の個体の集まりのこと。一般的に、個体間に交配などの相互関係があること、同種の他の個体群と隔離された集団であることを含む。

個体数調整

野生鳥獣の長期にわたる安定的な維持と被害の低減を図るために、生息状況、農林業被害などの実態などに応じて、対象鳥獣の個体数などに係る目標を設定し、捕獲または採取などの調整を行うこと。

固有種

ある国やその地域にしか生息・生育・繁殖しない生物学上の種のこと。

【さ行】

里地里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

三国名勝図会

薩摩藩の地誌（全60巻）をもとに1905（明治38）年に和とじの20冊として刊行されたものの。藩命を受けた橋口兼吉・五代秀堯・橋口兼柄・五代友古らが『薩藩名勝志』と、各地方から提出された「再撰帳」（前掲）をもとに編纂した。なお、三国とは「薩摩」・「大隅」・「日向」のこと。【42, 43頁参照】

山川草木悉皆成仏

一切の生きとし生けるもの、植物や動物だけでなく、山や川や草木も、国土という環境世界も、皆ことごとく仏になる本質をもっているという意味。山川草木悉皆成仏性、草木国土悉皆成仏とも言われる。

30by30目標

生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030（令和12）年までに、陸と海の30%以上を保護地域や保護地域以外の生物多様性の保全に資する地域を通じて健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

ジオパーク

「大地の公園」ともいわれるもので、地形の成立と仕組み、地形と生態系や人間生活との関わりを考える公園。日本国内では日本ジオパーク委員会が、国際的な活動としてはユネスコが認定を行っている。

自然環境保全地域

自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な区域として指定する区域のこと。国が指定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域などのほか、県が条例に基づいて指定する県自然環境保全地域がある。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、2023（令和5）年度から国で運用が開始された基準等によって国に認定されたサイト。自然共生サイトに認定された区域は既存の保護地域との重複を除いて OECM として OECM 国際データベースに登録される。

鹿児島県においては、2023（令和5）年度に奄美大島の「アマミノクロウサギ・トラスト3号地」、「奄美大島真米（まぐむ）の里 秋名・幾里・大勝」及び指宿市の「山川の海のゆりかご」の3か所が自然共生サイトに認定されている。

自然公園

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地に、その保護と利用を図ることにより、生物の多様性の確保に寄与するため区域を画して設けられる公園のこと。国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が条例に基づいて指定する県立自然公園の3種類がある。

自然再生

過去に健全性の損なわれた生態系の修復や生物多様性の保全・回復の取組のこと。

自然資本

経済学の資本の概念を自然に対して拡張したもので、自然の恵みを生み出す森林や海洋等を資本として扱う概念。近年、それを国家や企業の会計に取り入れる動きが注目されている。
【62頁参照】

自然を活用した解決策（NbS : Nature-based Solutions）

社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動と定義されている。人新世の大加速とも呼ばれる気候変動の時代において、気候変動影響の顕在化、自然災害の激甚化・頻発化、COVID-19（新型コロナウイルス）の世界的流行などの地球規模の問題が増大しており、その解決策として、陸域生態系の多面的な機能を活用することで、低いコストで環境・社会・経済に便益をもたらし、社会が抱える複数の課題

の解決に貢献する概念。

針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。

水源涵養機能

森林の土壤が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和とともに、川の流量を安定させる機能のこと。雨水が森林土壤を通過することにより、水質も浄化される。

生息地等保護区

「種の保存法」(1992(平成4)年)に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育環境を保全するため必要に応じて指定される区域。(1)特にその種の生息・生育にとって重要な区域であって、その種の生態や生息環境等の特性から特に規制の高い区域である「管理地区」、(2)その他の区域である「監視地区」の2種類に区分される。県内では、1996(平成8)年に藪牟田池がベッコウトンボの生息地等保護区に指定されている。

生態系ネットワーク

エコロジカル・ネットワークともいう。保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待される。

生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

生物圏保存地域(Biosphere Reserve)は、1976(昭和51)年からユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏計画における一事業として開始された事業である。世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的しており、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれている。国内では、ユネスコエコパークとも呼称されている。本県では屋久島及び口永良部島が登録されている。

生物多様性総合評価

日本の生物多様性の状況を広く認識し、環境行政その他における政策決定の判断材料を提供するため、過去50年の生物多様性の損失の大きさと現在の傾向の評価を環境省が行ったもの。第1回(2010(平成22)年)、第2回(2016(平成28)年)、第3回(2021(令和3)年)でそれぞれ報告書がとりまとめられている。

生物地理区

生物の地理的分布によって、地球上を分割した区域。生物の地理的分布は、海洋・山脈など移動の障害となる地形や、大陸や島の接続と分断の歴史などによって規定される。これに基づき、地球上は6つの「植物地理区」と6つの「動物地理区」に大別されている。【21頁参照】

世界自然遺産

世界遺産とは、世界遺産条約に基づき、世界遺産一覧表に掲載された、人類共通のかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいくべき宝物であり、文化遺産、自然遺産及び複合遺産がある。自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「地形・地質」「生態系」「自然美」「生物多様性」のいずれかを満たす必要がある。本県では、1993（平成5）年に屋久島、2021（令和3）年に奄美（奄美大島・徳之島）が登録されている。

専門的捕獲従事者

野生動物保護管理に関する専門的知識・経験を有する専門家で、管理捕獲に専従的に携わる者のこと。狩猟（ハンティング）とは異なる駆除（カリング）の担い手として、今後、捕獲の中核を担うことが期待されている。

総合的病害虫管理・雑草管理

「IPM」を参照

造礁サンゴ

サンゴ礁を作るサンゴ類の種称。刺胞動物のうち、イシサンゴ目、アナサンゴモドキ目、アオサンゴ目、ヤギ目及びクダサンゴ科に属するものをいう。石灰質の骨格をもち、褐虫藻を共生させて、その光合成による養分補給を受けるため成長が速い。なお、同じ石灰質の骨格をもつが、褐虫藻を共生させない非造礁サンゴとは区別されている。

【た行】

田の神

田を守り稻作の豊穣をもたらす神のこと。その伝承は全国各地で見ることができるが、南九州特有の田の神としては、鹿児島県の薩摩・大隅、宮崎県の日向南部（旧薩摩藩の領内）にだけ見られる、石像の田の神があげられる。これらの田の神は、田の畦や田を見渡せる丘に立って水田を見守るものと、田の神講で座元から座元へ移される持ち回りのものとに分けられ、どちらも「タノカンサア」という名で親しまれている。

地球規模生物多様性概況（GBO : Global Biodiversity Outlook）

生物多様性条約事務局が地球規模の生物多様性の状況を評価した報告書。条約の実施状況を把握するために2001（平成13）年に第1版が、2010年目標の達成状況を評価するために第2版（2006（平成18）年）、第3版（2010（平成22）年）、第4版（2014（平成26）年）及び第5版（2020（令和2）年）が公表されている。

鳥獣管理の将来ビジョン

県内におけるシカ・イノシシ・サルによる農林作物被害や生態系被害の増加に対応するため、鹿児島県が2013（平成25）年3月に、鳥獣管理体制整備の基本的考え方を整理し、科学的・順応的な野生動物被害管理体制を整備することにより、農林業、生活環境及び生態系被害の軽減を図る目的で策定したもの。

鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理条例）」に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために環境大臣または都道府県知事がしている区域。環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、工作物の新築や木竹の伐採など一定の開発行為が規制される。

天然記念物

学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法（1950（昭和25）年）に基づき指定されたもの。

同定

生物の特徴を調べ、その生物が、すでに種名の明らかになっている既存の生物のどのグループに当たるかを判断し、その生物の種名を明らかにすること。

特定外来生物

2004（平成16）年に制定された外来生物法により、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」として政令で定められる生物種のこと。

特定鳥獣保護管理計画

野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき都道府県が策定する計画。増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くことを目的とする。

【な行】

南島雑話

薩摩藩の上流の士の名越左源太時行が、奄美大島へ流刑されていた間（1850～1855年）に、「嶋中絵図書調方」の役目が命じられて記した奄美の自然や生活・文化について図解した民俗誌。「南島雑話」は、奄美大島の人々の暮らしぶりを衣・食・住、生業、冠婚葬祭、信仰、

習俗等にわたり詳細に記録し、また、動植物を含む自然環境についても詳しく描かれている。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。生物多様性の世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や生物多様性国家戦略2023-2030において、2050（令和32）年までの自然と共生する社会の実現に向けて2030（令和12）年までの国内外の目標に位置づけられている。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。「資源作物系」、「廃棄物系」に分かれ、「資源作物系」にはサトウキビやトウモロコシなどの糖質系作物や菜種などの油糧作物があげられ、「廃棄物系」には、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。

バイオミミクリー

自然界にある形態や機能を模倣したり、そこからヒントを得ることで、人間界の問題を解決したり、画期的な技術・革新をもたらすこと。

（例）カワセミのくちばしをまねた、空気抵抗の少ない新幹線の先頭車両のデザインなど

【7頁参照】

ヒートアイランド

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われていることから、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部よりも気温が高くなる現象。

ビオトープ

ギリシャ語の生物を意味する「bios」とドイツ語の場所を意味する「Topes」の合成語。「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間」のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプがある。

ブルー・ツーリズム

漁村において自然・文化、漁業体験や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。

【ま行】

みどりの食料システム戦略

気候の変動、生物の多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中で、農林漁業及び食品産業の持続的な発展と食料の安定供給の確保を図るため、農林水産省が2021（令和3）年5月に策定。本戦略では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノ

ベーションで実現するとし、2050（令和32）年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化や、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減、化学肥料使用量の30%低減、耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大するなどの数値目標を設定している。

ミレニアム生態系評価

国連の主唱により2001（平成13）年から2005（平成17）年にかけて行われた、地球規模の生態系に関する総合的評価。95か国から1,360人の専門家が参加して、生態系が提供するサービスに着目し、それが人間の豊かな暮らしにどのように関係しているか、生物多様性の損失がどのような影響を及ぼすかを明らかにした。これにより、これまであまり関連が明確でなかった生物多様性と人間生活との関係が分かりやすく示されている。

【や行】

屋久島環境文化村構想

1992（平成4）年に本県が策定した構想。屋久島の豊かな自然とその自然の中で作り上げられてきた自然と人間のかかわり（環境文化）を手がかりとして、屋久島の自然のあり方や、地域の生活、生産活動を学ぶ「環境学習」を通じて、自然と人間の共生を実現しようとする新しい地域づくりの試みのこと。この構想は、屋久島環境文化懇談会（下河辺淳氏ほか22名：計画の理念を検討）、屋久島環境文化村研究会（平田正平氏ほか27名：地元の意見を集約し、積極的に提案等をおこなう）、屋久島環境文化村マスターPLAN研究委員会（田川日出夫氏ほか10名：構想の実効性を高める）の3つの組織において島民を巻き込んでの活発な議論を経て、とりまとめられた。【24, 50, 74, 88, 101, 102頁参照】

有機農業

「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

ユネスコエコパーク

「生物圏保存地域」を参照

【ら行】

ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971（昭和46）年に採択、1975（昭和50）年に発効し、日本は1980（昭和55）年に加入。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的としている。2023（令和5年）3月現在、わが国では53か所の湿地が登録されている。鹿児島県では、薩摩田池、屋久島永田浜が2005（平成17）年に、出水ツルの越冬地が2021（令和3）年に登録されている。

琉球弧

日本列島西南端の九州島から南約1,260kmの洋上に分布する199余の島々のこと。現在の行政区分上では北半分の薩南諸島38島は鹿児島県に、南半分の琉球諸島161島は沖縄県に所属する。

レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。日本では、1991(平成3)年に環境庁(現・環境省)が『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルでレッドデータブックを作成し、2000(平成12)年から2006(平成18)年にかけてその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されました。その後、2015(平成27)年3月までに新たな改訂版レッドデータブックが刊行されている。「鹿児島県レッドデータブック」は、法的規制等の強制力を伴うものではないが、県民の方々に貴重な野生生物の現状を理解し、自然との共生のあり方を考えていただくことを目的に作成したものであり、2016(平成28)年に「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動物 - 鹿児島県レッドデータブック2016」が刊行されている。

レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。なお、本県においても、県内の希少野生動植物の生息・生育状況を調査し、専門家の検討を経て、2003(平成15)年3月に絶滅のおそれのある野生動植物のリスト(レッドリスト)を作成し、2016(平成28)年3月に改訂を行っている。

【わ行】

渡瀬線

屋久島・種子島と奄美諸島の間にある吐喝喇(トカラ)海峡を東西に横切る生物地理上の境界線であり、渡瀬線により2つの生物地理区に分けられる。生物地理区とは、生物分布パターンにより地球上を区分したものである。動物学者の渡瀬庄三郎が確認したことから命名された。日本の動植物の分布を区分する重要な境界線。【21頁参照】

ワンヘルス

ヒトと動物、それを取り巻く環境(生態系)は、相互につながっていると包括的に捉え、人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために活動していくという考え方。